

資産運用報告の適正性に関する確認書

2019年9月12日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
不動産投資信託証券発行者名 日本ビルファンド投資法人
(コード：8951)

代表者の役職・氏名 執行役員
(署名)

西山晃一

本投資法人の執行役員である西山晃一は、本投資法人の2019年1月1日から2019年6月30日までの第36期計算期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等を日本ビルファンドマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務及び投資主名簿管理等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、会計事務等に係る一般事務を税理士法人令和会計社（以下「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。

また、本投資法人の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、所管である資産運用会社の運営本部企画総務チームが投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、必要な情報を加味した上で原案を作成しております。また、記載内容については、必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人の監査を受けております。

なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき、2019年8月15日開催の本投資法人役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用会社では、投資者保護の観点から情報を適時・適切に開示するための社内体制（ディスクロージャーに関する規程等）が構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から、投信法第 130 条に規定される監査報告書を受領していること。さらに、会計監査人から当該監査結果の説明を受け、重要な指摘事項がないことを確認していること。
- (3) 資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について月 1 回程度の頻度で開催される本投資法人の役員会において報告を受けており、また必要に応じて調査を実施する等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認していること。

以上